平成２３年（フ）第１８５号
岐阜市中鵜３丁目70番地１　愛園第１ハイツ201号室
債務者　デリバリエスティーこと髙木成五こと　髙　　成五
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８６号
岐阜市柳津町下佐波２丁目168番地　メゾンクレア１－２号室
債務者　高木珠子こと　金　　丙玉
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７号
岐阜市中鵜３丁目70番地１　愛園第１ハイツ201号室
債務者　日比野友子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
岐阜県高山市松本町147番地５　丸山住宅９号、前住所岐阜県高山市松之木町2691番地４
債務者　坂平　健三
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
三重県名張市梅が丘北５番町194番地
債務者　足立　真弓
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４９９号
京都市伏見区横大路東裏町45番地　サツキ荘２Ｆ201
債務者　丹羽　　實
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
京都市伏見区桃山町遠山103番地３　プリマヴェーラ桃山103号
債務者　寺﨑　正夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
京都市伏見区桃山町遠山103番地３　プリマヴェーラ桃山103号
債務者　寺﨑　紀子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
京都市西京区大原野東境谷町２丁目１番地２806号
債務者　伊賀佳寿恵
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
京都市伏見区中島鳥羽離宮町72番地
債務者　吉田　一夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
京都市右京区梅津開キ町30番地の５
債務者　奥山嘉工房こと　平山　元造
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
京都市右京区梅津開キ町30番地の５
債務者　平山喜佐子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
松江市竪町51番地
債務者　玉城　啓介
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
松江市西浜佐陀町382番地１　湖北団地１－403、前住所松江市北田町272番地
債務者　森山　祥男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
島根県松江市大垣町114番地
債務者　奥原亜沙美（旧姓與賀田）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１６号
広島市中区吉島東１丁目23番14―404号
債務者　広島包装センターこと　朝倉　　登
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３３号
広島県東広島市西条町助実1646番地１　コーポラス・シミズ201号
債務者　沖田　利道
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　広島地方裁判所民事第４部